総社市告示第21号

総社市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成19年総社市告示第87号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条,項及び号の表示に下線が引かれた条,項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条,項及び号の表示に下線が引かれた条,項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条項等及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)
第1条 略	第1条 略
(定義)	
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定	
<u>めるところによる。</u>	
(1) 後見人等 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年後見人,	
保佐人及び補助人をいう。	
(2) 後見開始等審判 後見開始の審判,保佐開始の審判,補助開始の審判,	
保佐人の代理権の付与の審判、補助人の同意権の付与の審判及び補助人	
<u>の代理権の付与の審判をいう。</u>	
(3) 住所地特例 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項	
又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平	
成17年法律第123号)第19条第3項,第52条第2項及び第76	
条第4項に規定するものをいう。	
(対象者)	(対象者)

改 正 後

- 第3条 助成の対象となる者は、生活保護法(昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者又は同法第6条第2項に規定する要保 護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 市内に住所を有し、他市町村から住所地特例を受けていない者
- (2) 本市の住所地特例を受けている者
- (3) その他市長が必要と認める者 (助成金の額)
- 第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象費用を限度とする。
- (1)後見開始等審判の申立てにかかる助成
 - ア 収入印紙代,郵便切手代,診断書作成に係る費用その他申立書の添付資料の取得費用 20,000円
 - <u>イ</u> 鑑定費用 <u>50,000円</u>
- (2) 後見人等の報酬に対する助成
 - ア 在宅者 月額28,000円
 - <u>イ</u> <u>施設等に入所をしている者</u> <u>月額18,000円</u> (助成の申請)
- 第5条 前条第1号に規定する助成金の交付を受けようとする者は、総社市 成年後見開始等審判申立費用助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長 に提出しなければならない。
- (1) 給与又は公的年金等の源泉徴収票の写し等収入を証するもの
- (2) 金銭出納簿又は領収書の写し等必要経費を証するもの
- (3) 財産目録の写し等資産状況を証するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

改 正 前

- 第2条 助成金の交付を受けることのできる者は、市内に住所又は居所を有 する者で、後見開始等の審判により成年被後見人、被保佐人又は被補助人 とされた者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 生活保護を受けている者
- (2) 前号に掲げるもののほか、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)への報酬を負担することが困難であると市長が認める者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、後見人等への報酬を対象とし、在宅者にあっては月 額28,000円を、施設等に入所している者にあっては月額18,00 0円を限度とする。

(助成の申請)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする者は、総社市成年後見制度利用支援 事業助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 家庭裁判所が発行する成年後見等報酬付与の審判の決定通知書の写 し
- (2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

改 正 後

- 2 前条第2号に規定する助成金の交付を受けようとする者は、総社市成年 後見等報酬助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ ならない。
- (1) 成年後見等報酬付与の審判決定通知書の写し
- (2) 金銭出納簿の写し
- (3) 財産目録の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査の上、 助成の適否及び助成金の額を決定し、総社市成年後見制度利用支援事業助 成金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(報告義務)

<u>第7条</u> 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。) は、<u>申立費用が確定したとき、又は第5条</u>に規定する申請内容に変更があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(請求及び支払)

第8条 略

2 市長は、前項の請求により速やかに、助成金を支払うものとする。<u>ただし、第4条第1号に規定する助成金の支払は概算払とし、申立費用確定後</u>精算するものとする。

(交付決定の取消し)

- <u>第9条</u> 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 略
- (2) 第3条に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
- (3) 略

(助成金の返還)

第10条 略

(その他)

<u>第11条</u> 略

改 正 前

(交付の決定)

- <u>第5条</u> 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適 否を決定するものとする。
- 2 市長は,前項の規定により助成の適否及び支給すべき助成金の額を決定 し,総社市成年後見制度利用支援事業助成(交付・不交付)決定通知書(様 式第2号)により通知するものとする。

(報告義務)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。) は、第4条に規定する申請内容に変更があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(請求及び支払)

第7条 略

2 市長は、前項の請求により速やかに、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 略
 - (2) 第2条に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
 - (3) 略

(助成金の返還)

第9条 略

(その他)

第10条 略

改 正 後	改 正 前
	様式第1号(第4条関係) 略 様式第2号(第5条関係) 略

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。